

第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗募集要項

1. 募集の趣旨

令和2年9月から令和3年1月にかけて実施した「プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業」では、プレミアム付商品券によって売上への効果があった・多少効果があったと答えた店舗が6割を超え、地元飲食店等の支援、町内での消費拡大に一定の効果があったことがうかがえる。

新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからず、地元飲食店等は厳しい経営状況が続いており、「第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業」を通じて、さらなる地元商店等の支援、町内での消費拡大、地域活性化を図ることを目的とし、取扱店舗を募集する。

第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業に関しては、第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業実施要綱に定めるところによる。

2. 事業概要

名称	第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券
発行者	小川町観光協会
発行総額	1億2,000万円※プレミアム分を含む
販売価格	1冊2,000円（500円の商品券×6枚＝3,000円分）
販売部数	40,000冊
販売期間	令和3年6月26日から令和3年11月30日まで（予定）
使用期間	同上
購入制限	1人5冊まで （事前応募制とし、応募者多数の場合は1人あたりの冊数を調整）
購入対象者	・事前応募制（5月周知開始・6月申込開始予定）とし、応募者多数の場合は1人あたりの冊数を調整し、販売する。なお、販売状況によっては追加販売を行うとともに、町内在勤・在学者向けに販売することで町内での消費拡大を図る。 ・応募用紙受付箇所は、町内7箇所程度を想定。あわせてFAX及びGoogleフォームを活用したウェブ受付も実施。

販売所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内所 ・ 道の駅おがわまち ・ 町内郵便局
-----	--

3. 応募資格及び条件

小川町内に店舗を有し、新型コロナウイルス感染症対策を講じている店舗（事業者）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する店舗（事業者）は対象外とする。

- (1) スーパーマーケット
- (2) ホームセンター
- (3) ドラッグストア
- (4) 総合衣料品販売店
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の構成員であると認められる事業者又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくはその運営に協力又は関与する事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う事業者
- (7) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業においてサービスを提供する事業者
- (8) 法令又は公序良俗に反する事業者
- (9) その他、本事業の目的から小川町観光協会会長（以下「会長」という。）が不適当と判断するもの

4. 申込方法

第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、小川町観光協会事務局までメール、郵送、ファックス等により提出すること。ただし、複数の店舗がある場合、店舗毎に申込書を提出すること。なお、取扱店舗登録料は無料とする。

5. 申込期限

一次締切	令和3年5月25日（火） 町内全戸配布「事前申込用紙裏面：取扱店舗一覧」に、 店舗名を掲載
一次締切以降	随時受付

6. 申込後の流れ

- (1) 取扱店舗として承認後、第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業実施要綱第10条に規定する「第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗登録証」を交付
- (2) のぼり、商品券見本等配布

7. 商品券取扱遵守事項

- (1) 商品券を持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品の販売又はサービスの提供を行う
- (2) 利用額が商品券額面に満たない場合、釣銭は出さないものとする
- (3) 偽造商品券、使用期限の過ぎた商品券は受取らないこと

8. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む）
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (5) その他会長が不相当と認めるもの

9. 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることがわかるよう、分かりやすい場所に小川町観光協会（以下「協会」という。）から送付された書類等を掲示すること
- (2) 商品券が使用できないもの（除外品目）がある場合は、その内容を分かりやすく表示すること
- (3) 商品券を受け取る前に、問題ないか確認すること。偽造防止が無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを

拒否するとともに、その事実を速やかに協会へ報告すること

- (4) 商品券を受け取った際、再流通を防止するため、商品券の上部端を破線に沿って切り取るとともに、裏面の所定の欄に取扱店舗名を記入すること
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責務とする
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策に努めること
- (8) その他この要綱の規定に反すると認める行為をしないこと

10. 取扱店舗の取消しについて

取扱店舗がこの要項の内容に違反すると判断したときは、取扱店舗の資格を取り消すものとする。この場合、資格取消しによって生じた損害について、発行者はその責を負わない。

11. 商品券の換金について

換金手数料	無料
換金回数	1店舗あたり、原則月2回まで
換金方法	1. 第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券換金請求書 2. 使用済み商品券 上記2点を下記換金請求窓口まで持参、審査の上、予め指定された口座へ振込むこととする。振込までの所要日数は1週間程度とする。
換金期間	令和3年7月1日から令和3年12月20日まで
換金請求窓口	小川町観光協会事務局（小川町役場にぎわい創出課）
受付時間	土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

12. その他

この要項は、令和3年4月27日より施行する。

第2弾！プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗申込書

小川町観光協会会長あて

事業所名	
店舗名・屋号 (各種印刷物掲載名)	フリガナ
店舗所在地	〒 小川町
代表者氏名	(担当：)
営業時間	
定休日	
電話番号	
新型コロナウイルス 感染症対策 該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 定期的な換気 <input type="checkbox"/> 定期的な消毒作業 <input type="checkbox"/> 入口等への消毒液等設置 <input type="checkbox"/> 入口等への体温計設置 <input type="checkbox"/> 一定数以上の入店制限 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の導入・利用 <input type="checkbox"/> アクリル板や透明カーテンの設置 <input type="checkbox"/> マスク着用をお願いする旨の掲示 <input type="checkbox"/> その他 ()
業種 該当するものに☑	<input type="checkbox"/> グルメ <input type="checkbox"/> ショッピング <input type="checkbox"/> 理容・美容 <input type="checkbox"/> その他 ()
備品支給 希望するものに☑	<input type="checkbox"/> のぼりポール <input type="checkbox"/> のぼりポール台 ※ 原則、のぼり旗は全店舗へ配布させていただきます。

振込先

金融機関名	信用金庫 ・ 銀行 ・ 農協
本・支店	本店 ・ 支店
口座種目	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ